

## 鎌倉期の海賊問題

はじめに

「海賊」という言葉からは、一般的に掠奪などの暴力的行為によって海上交通の秩序を乱す盗賊集団を連想する。しかし、一方では、瀬戸内海を中心に活動した三島村上衆のように、海の平和を維持する存在としても知られている。このように、海上交通秩序の破壊と維持という両面を持つ海賊とはどのような存在なのか。私は、この両面性が見え始める鎌倉期の海賊について興味を持った。

まず、鎌倉期の海賊研究の動向をたどってみよう。かつて、河合正治氏は、内海荘園での荘園領主と地頭御家人の対立という観点から海賊を捉えられた<sup>(1)</sup>。ついで網野善彦氏は、氏の詳細な海民研究<sup>(2)</sup>をもとに、鎌倉期の海賊の起源を院政期の「神人・供御人制」に求め、国家制度の枠を超えた神人の出挙(高利貸)活動を海賊行為と捉える観点を提示された。また、海賊対策について網野氏は、海賊禁圧政策の背景に、得宗専制政治による西国支配拡大の意図との関連を<sup>(3)</sup>、錦織勤氏は、鎌倉期の商業の発展を背景とした商人による禁圧要請との関連を指摘された<sup>(4)</sup>。近年の研究では、鎌倉期の海賊の主体は神人集団であり、神人による暴力的な出挙活動を海賊行為と捉えるのが主流である。また最近になって、網野氏らによって、海賊行為の起源を考える「初穂論」が提唱され、海賊の起源について新たな視座を打ち出している<sup>(5)</sup>。

以上の先行研究をふまえて、本稿では、鎌倉期の海賊対策の変遷と政治的背景・社会的背景を考察することにより、鎌倉期の海賊の実態にせ

まってみよう。

## 一 鎌倉期の海賊対策

鎌倉幕府の基本法である「御成敗式目」には、海賊対策に関する条項がある。すなわち、第三条では海賊追捕を大犯三カ条に次ぐ守護の基本的職権と規定し、また第十一条では海賊を謀反・殺害と並ぶ「重科」と規定している。このように、鎌倉時代を通じて海賊は、悪党とともに幕府支配の秩序を乱す存在と捉えられており、幕府は様々な海賊対策を講じた。本章では、鎌倉期の海賊対策とその効果について時代をおって考察したい。

## (1) 幕府成立初期

治承・寿永の乱では、瀬戸内海の海上勢力の援助を得て勝利を収めた源氏であったが、鎌倉政権発足にあたっては海上勢力の統制・掌握を目的とした海賊禁圧を行っている。これは、幕府の権力基盤となる御家人制を強固にするため、幕府統制外の諸勢力・行為を禁圧する必要があるからだろう。しかしながら、建久二(一一九二)年に朝廷より下された「海陸盜賊」擄進の宣旨<sup>(6)</sup>に対して、幕府がどのような対策をとったかは明らかでなく、実際に、幕府独自の対策がみられるのは、承久の乱に勝利し、幕府支配が、朝廷支配の強かった西国に本格的に及ぶようになってからのことである。この時期は、安貞元(一一二七)年に熊野山衆徒、西国悪党、伊勢国悪党が次々に蜂起し、寛喜二(一一三〇)

足達 礼子

年に西国で「夜討強盜殺害之与党」の擡進が問題となった<sup>(7)</sup>。幕府は対策として、寛喜三年に盜賊的海賊行為の未然防止策として、「寄船」と称して難破した船やその積み荷を横領する慣習を禁止した<sup>(8)</sup>。また同年、海陸盜賊の禁圧を諸国の国司に命じているが<sup>(9)</sup>、この年のものと推定される六波羅宛の指令<sup>(10)</sup>では、下知に応じて「兵士」と

「船」を動員し、「対捍之輩」に対しては守護人の沙汰に従って交名を注進し、船を没収する処罰を規定している。網野氏はこの指令を、「幕府による最初の本格的な禁圧令」と推定し、平安末期の嶋・浦・津「平均」に水手・船を動員する方法を継承したものであり、守護の指揮下に恒常的な警固体制をつくったというより、地頭・御家人に対して海賊の擡進をあらためて厳しく義務付けたものと捉えている<sup>(11)</sup>。また貞永元（一二三二）年には、『御成敗式目』が制定されるが、その第三条で守護の基本的職権の一つとして海賊追捕を挙げ、さらに第十一条で海賊を「重科」と規定している。このように、西国の支配を強めた幕府は、瀬戸内海の安全航行を保障することを要請されることになり、守護・地頭御家人を通じて、海賊の禁圧を目指したのである。

## (2) 仁治・寛元年間

仁治・寛元年間には、再び海賊の動きが活発になり、仁治二（一二四一）年に畿内西海の悪党蜂起に関する評議が、また寛元元（一二四三）年十一月に摂津国渡辺海賊人の罪名の評定が、さらに翌年八月に伊勢国阿曾山並び熊野山悪党の蜂起に関する臨時評定が開かれている<sup>(12)</sup>。この動きに対し幕府は、仁治三年に新成敗式目を制定し<sup>(13)</sup>、海賊など重科者は御成敗式目に従って死罪・流刑・所帯改易に処すことが再確認され、寛元二年には海賊山賊の蜂起が多い鎮西諸国に対し、地頭等に船を用意させ召し取る事を命じている。また、「擡進之輩」には「抽賞」する反面、「不忠之賊」は地頭職を改補するという改定は、追捕す

る側も、追捕される海賊も、ともに、地頭御家人であったことを端的に表している。寛元三年には、諸国の守護地頭に対し同様の指令を重ねて下しているが<sup>(14)</sup>、起請文を提出してもなお海賊等の悪党を「見隠聞隠」する御家人が存在したことがわかる。これは、海賊を取り締まる地頭や守護の代官までもが海賊を領内に隠すだけでなく、海賊と結託して自ら賊行為を行う状況が発生したことを意味する。

このような事態の中で行なわれた海賊禁圧であったが、例えば寛元四年三月には、渡辺海賊同類の柴江刑部尉源綱法師が領家より所領を収公されたり、讃岐国の御家人藤左衛門が海賊を擡進した事を守護人が六波羅に注進したり、さらには市川次郎左衛門が海賊を擡進したり<sup>(15)</sup>と、一応の効果は上がっていたようである。しかし再三の指令にもかかわらず<sup>(16)</sup>、海賊と地頭御家人が結び付く状況はかわらなかつた。

## (3) 元寇前後

文永年間になると元との対外的緊張を背景に、襲来を想定した戦國準備がなされ、地頭の任務に「異国之防御」と「国内之悪党」鎮圧<sup>(17)</sup>が挙げられるようになる。この時点では悪党横行の理由に、「守護人致三緩急」、御家人等籠「めることを挙げている<sup>(18)</sup>」ことから、仁治・寛元年間に現れ始めた事態が続いていたと思われる。文永の役後には軍事力強化が課題となるが、文永十一（一二七四）年の安芸国守護人宛の御教書<sup>(19)</sup>では、国中の地頭御家人と本所領家一円地住人を召集して防戦に従事するよう命じている。これは、不介入の原則であった本所領家一円地にも幕府の権限が及ぶようになり、非御家人までもが守護の指揮下に動員されたことを意味する。さらに、建治元（一二七五）年から翌二年にかけて行われた「異国征伐」計画の準備では、異国征伐に必要な梶取・水手が鎮西で不足したときに備え、山陰・山陽・南海道で「海辺知行」の地頭御家人・本所領家一円地の住人に梶取・水手をあら

かじめ準備させた<sup>(20)</sup>。ここで注目すべきは、動員基準が「海辺知行」の地頭御家人・本所領家一円地の住人である点である。また建治二年二月には、計画中であつた「異国征伐」軍の大將少弐経資が鎮西諸国の守護に「異国発向」の用意として、領内の船數、梶取・水手の交名・年齢の注進を命じている<sup>(21)</sup>。この一連の動きは異国征伐に必要な水軍の掌握を目的としていたが、同時に、本所一円地への動員・「海辺知行」を動員基準とするなど、国内の領主・百姓、さらには海賊となり得る水上勢力すべてを幕府が掌握・統制する体制を整えることとなつた。網野氏は「この動員令は、沸騰し始めた海賊のエネルギーを「異国征伐」の方向に向けて組織しつつ、それ自体を幕府の統制下におく効果を狙つたもの」であり、「『一国』平均の水軍独自の動員方式が平安末期以来初めて本格的に形をなしてきた」と指摘している<sup>(22)</sup>。『鎌倉遺文』に参考として収録されている「持範注進状写」<sup>(23)</sup>には、弘安の役の際「海賊に仰付けて、夜昼を限らず、所々の合戦、あるいハ船に乗損して海上ニ沈もの甚多し」とあり、海賊勢力が異国との合戦に利用された可能性も考えられる。

続く弘安年間にも、幕府は悪党禁圧に力を注いでおり、おそらく海賊禁圧も同様であつたと思われる。国内の社会状況が、二度の元寇のよつて不安定となり、海賊をはじめとする悪党の跳梁が激しくなつたからであらう。弘安五(一二八二)年には多くの海賊船が海路に出没する<sup>(24)</sup>。

ため、幕府は禁圧命令を下している。また弘安七年には、「弘安の改革」と呼ばれる改革が行われるが、海賊・山賊などの罪科について、悪党またはそれと疑わしい者は確かな証拠がなくても御家人であれば六波羅に召し進め、非御家人であれば相議の上犯罪の軽重に従つて沙汰するよう命じている<sup>(25)</sup>。また、他国への逃亡者は、各守護が連絡を取りあい追捕するよう命じている。さらに弘安九年には、自身が関東参住中の場合を除き、所領内に悪党を隠し置くと所領の三分の一を没収、彼

らを雇つた代官も罰せられることが規定されている<sup>(26)</sup>。この法は極めて厳格な内容であり、法徹底のために諸国に使節が発遣され、守護と協力し実施した点でこれまでになく厳しさがあつた。

この方策に続いて正安三(一三〇一)年には、海賊鎮圧のために豊後国のすべての津々浦々の船に所在地・船主名を彫り付けて報告するよう命じている<sup>(27)</sup>。これは追捕に必要な船の円滑な手配と同時に、犯人の特定のためでもあつた。また追捕不参加の者は交名を注進するよう命じており、追捕参加は強制的であつた。厳格な調査報告により船の管理を幕府・守護の統制下に置くことで、海賊の動きを抑制しようとしたと思われる。

このように、対外的危機に対する国内統制の一環として行われた海賊禁圧であつたが、その背景にはやはり海賊の動きが活発化していた状況がある。『宰相記』<sup>(28)</sup>によると正安・乾元年間には「武方ノ沙汰、守護ノ制ニモカ、ハラズ、日ヲ遂テ倍増」する状況であつた。また徳治三(一三〇八)年には、西国・熊野海賊の蜂起の噂が流れたため河野通有に警固を命じており、延慶二(一三〇九)年にはね異国警固のため鎮西に居住していた通有に再び警固命令が下されている<sup>(29)</sup>。異国警固より海賊警固を優先させているところに、海賊横行の事態の激しさがうかがえる。網野氏は「播磨国福井莊東保宿院村地頭代澄心重陳状」において、京都関東恒例臨時御公事の一つとして「海上警固」が挙げられている点に着目し、河野通有に対する警固指令などあわせて禁圧体制の体系化・恒常化を想定している<sup>(30)</sup>。この警固の効果であるが、河野通有の場合確かな史料は伝わっていないが、『予章記』には通有が徳治年中に幕府より西海海賊の討伐の御教書を受けて出動し、海賊を誅伐して家名を天下に示したとある。また正和三(一三二四)年六月には海賊人右衛門五郎を、七月には海賊人雅楽左衛門次郎を伊予国高市郷の代官景房が追捕していることから<sup>(31)</sup>、恒常的な海上警固による海賊の追

捕は一応の効果はあったと思われる。

#### (4) 元応年間

元応年間においても大規模な海上警固、いわゆる「元応の海上警固」が行われている。このときの様子をみると、まず文保二（一三二八）年十二月十日に西国悪党を鎮めるために使節が発遣されるが、『峯相記』によると、このとき山陽・南海両道の十二カ国に発遣されたようである。またこの使節は本所にたいしても直接沙汰ができたようである。具体的に見てみると、播磨国には元応元（一三一九）年の春頃に、「飯尾ノ兵衛大夫為頼・渋谷三郎左衛門尉・糟屋次郎左衛門尉」の三人の使節が発遣されているが、彼らは守護代周東入道と共に地頭御家人から起請文をとり追捕を行っており、「悪党五十一人注進シテ上洛」したとある。また備後国では「地知民部大夫長清・藍原左衛門入道定光・太田又次郎納」の三人がその使節であったことがわかり、追捕のため守護代円清らと共に大田荘の倉敷尾道浦に入部しようとしたが、高野山金剛峯寺の訴えによって入部を止められている。この使節は、同年七月二十一日まで滞在して帰洛しているが、八月二十日には守護代円清が悪党追捕と称して尾道浦に強引に打ち入っている<sup>(32)</sup>。このように、使節発遣の効果はかなりのものであったと思われる。

しかしながら、この使節の上洛後は国中地頭御家人等に厳密な追捕を命じてもその効果が上がらなかつたため、続いて使節を発遣し、地頭御家人を結番させている。播磨国では「奥州惟貞」が使節の一人であり、明石・投石両所に役所を定め警固させている。この動きは、海上警固の恒常化をはかったものであると考えられる。網野氏は「東寺百合文書」京函一二十六号の書状に注目し、播磨国において海上警固には地頭御家人のみならず本所一円地の住人までが動員されている点、海辺三里内に所領をもつことが結番の基準になっている点を指摘し、「異国征伐」に当

たつての水軍動員の方式を、さらに具体的に発展させた動きとしている<sup>(33)</sup>。また安芸国では、元応二（一三三〇）年の六波羅御教書<sup>(34)</sup>によると、海上警固の結番はこの年から行われたこと、航路上の要所として知られる「亀頸」（現広島県・倉橋島東南端）に警固役所が置かれたこと、塩谷左衛門入道が使節の一人であること、この警固推進の中心人物の一人は六波羅探題大仏陸奥守維貞であったこと、そして海上警固の結番は「九月分」とあることから一カ月単位であったこと、などがわかる。さらに伊予国に対しても、元応三（一三三一）年に安芸国と同内容の六波羅御教書<sup>(35)</sup>が出されているが、この御教書から伊予国においても元応二年から海上警固の結番が行われたこと、忽那嶋にその役所が置かれていたこと、「三月分」とあることからその警固は一カ月単位であったこと、また使節が河野対馬前司（通有）・土居彦九郎（通増力）であろうこと、大仏陸奥守維貞が関与していることなどがわかる。周防国においても、元応元年の平子重嗣書状<sup>(36)</sup>をみると、当庄一分地頭平子十郎重通の分の関東御公事・異国警固・海賊警固は、重嗣の一月分の勤仕のうち三日であることが記されており、ここでも結番は一カ月単位であったこと、「異国警固」とは別に「海賊警固」が行われていたことがわかる。

このように、「元応の海上警固」は恒常的・体系的な方向へ一歩進んだものであった。網野氏はこの海上警固を、(イ)山陽・南海道十二カ国で実施、(ロ)地頭・御家人、本所一円地の住人を含め、海辺三里中に所領をもつ者を結番、(ハ)勤仕期間は各人一カ月、結番は一カ月単位、(ニ)二人の使者が直接指揮、(ホ)各国に一〜二カ所の警固役所を設置、というようにまとめている<sup>(37)</sup>。またこの警固の効果であるが、一斉取締で内海には二〜三年の静謐が保たれていたが、警固推進の中心人物である大仏維貞が帰京した後、すぐに海賊・悪党が蜂起し、正中・嘉暦年間（一三三四〜二八）頃にはその振る舞いが「天下ノ耳目ヲ

驚ス」ほどになり、以前より激しくなったことがわかる。

以上が「元応の海上警固」の実態であるが、この海上警固に対する評価について網野氏は、警固の効果自体を疑問とし、この海上警固が唐船保護という北条氏一門の利害を貫くための警固だったのではないかと評価している<sup>(38)</sup>。一方錦織勤氏は、最も海賊に狙われやすいのは遠距離輸送船である津泊往来船であったことから、元応の海上警固令は輸送業者の要請に応じて行われたものであると評価している<sup>(39)</sup>。元応の海上警固の背景には北条氏の内海交通政策が関連していると思われるので、これについては次章で述べたいと思う。

### (5) 元享年間以降

続く元享年間には「元享の悪党鎮庄」が行われ、その一環として海賊に対する禁庄も行われている。元享四(一二三四)年二月に幕府が公家に申し入れた四カ条に及ぶ関東事書<sup>(40)</sup>では、それ以前にもみられた本所一円地への守護入部がさらに強化され、本所一円地や南都北嶺以下の神社領に対しても守護入部・領地収公・地頭補任が強行されるようになった。さらにこの事書は、地頭・御家人のみならず、本所一円地や神社領の預所にも施行されており、これに応じて預所にも請文を出すことを厳しく要求している。「実心書状」によると伊予国弓削島荘では預所に対して請文を出すことが要求されており、また「新田経家請文」では、預所経家が領内勝浦新庄の小松嶋浦の船の定紋は「唐梅」であるという請文を提出している<sup>(41)</sup>。これは正安三(一二三〇)年にみられた船に交名・在所を彫り付けさせた動きをさらに強化したものと考えられ、すべての浦々に対してその徹底が要求された可能性もある。

この一連の動きに対する効果であるが、史料ではその追捕の成果を表すものが見られないことから、厳しい対策にもかかわらずあまり効果が上がらなかったと思われる。この要因として網野氏は、「実心書状」で

この事書が承替と実心の争いに利用されていることから、いずれが海賊か決めたい中で一円領に干渉することは、本所や「海賊」とされた者たちの反発・不満を幕府に集中させる結果を生んだと推測し、「全国の一円領を掌握し、悪党・海賊をふくむすべての武士を自己の下に組織するべく、得宗権力が試みた最後の賭」であったと位置付けている<sup>(42)</sup>。確かに地頭・御家人や預所など違った立場の者がそれぞれ海賊と手を結んだり、また自ら海賊として振る舞っているような状況下で、本所一円地に対して強硬に干渉の手を加える様な事書では効果は上がらないどころか、かえって幕府に対する反発を生じさせただろう。元享年間以降正応元(一二三二)年、元弘三(一二三三)年に二、三の請文が見られるだけで、海賊禁庄の法令や請文が見受けられないのもこのような背景からではなかったのだろうか。

以上から鎌倉期の海賊禁庄の禁庄体系をまとめてみたい。まず刑罰であるが、海賊は謀叛・殺害などと並ぶ「重科」であり、死刑・流刑・所帯改易・領地収公<sup>(43)</sup>など大変重い刑罰が科せられていた。流刑は「夷嶋」(蝦夷)への流罪が知られており、遠流であったが、後に流刑にする配所から密かに帰国して再び悪行を行うので、斬刑にすべきではないかと評議されている<sup>(44)</sup>。このように海賊行為には大変厳しい罰が下された。また海賊禁庄に際して地頭御家人に起請文を提出させ任務にあたらせていたが、海賊禁庄での勲功者には恩賞を与えるが、怠慢者には地頭職改補という厳しい処罰が下された。また、起請文を取つてもなお海賊を隠す者は、たとえ守護・地頭といえども職改補・領地収公<sup>(45)</sup>とされた。厳しい姿勢で臨むことで、海賊禁庄を推進した事がわかる。

次に禁庄方法であるが、動員方法については、守護人の指揮下に兵士・船を嶋・浦・津「平均」に課する動員方法から、「元応の海上警固」

でみられるように「海の関所」として好適な場所に設置された警固役所に地頭・御家人・本所一円住人を結番させ海上を警固する方式へと変化しており、禁庄体制の体系化・恒常化が進んでいる。海賊の追捕方法については、本来、分明的証拠なしには追捕できず、もし不当な沙汰をすれば地頭代・沙汰人は職改易となり、重犯者に対する追捕は慎重に行われなければならない。しかし、後には分明的証拠がなくても疑いがあれば追捕できるようになる。また動員や追捕の範囲は初めは御家人だけであったが、異国征討準備の際、海辺に所領をもつ地頭御家人・本所一円地住人に対して水軍の掌握を目的とした船・梶取・水手の交名注進・準備が行われている。さらには「元亨の悪党禁庄」では、本所一円地や寺社領の預所に対しても行われている。このような幕府の海賊追捕における厳重な措置への移行の背景は、海賊禁庄を進めるうえで禁庄する側である守護・地頭など御家人と禁庄される側である海賊とが結び付くという事態の変容、海賊の活発かつ広範な活動に一国ではもはや対応できなくなったという状況、そして北条氏による西国支配政策にみえるように、幕府自体が強硬かつ専制的な方向へ変容した、という要因が挙げられる。

最後に鎌倉期の海賊禁庄の実効性であるが、鎌倉初期にはある程度成果は上がっていたと思われるが、仁治・寛元の頃から先にも述べたように海賊と御家人が結び付く状況が現れ始め、鎌倉末期にはあまり成果が上がらなかつたと考えられる。元応の海上警固は幕府による徹底した海上警固であったが、その効果も二三年であったと思われる。また元亨四年の悪党海賊禁庄令では、本所一円地や寺社領地にも、容赦ない強硬手段が取られたが、かえって本所の反発を招き、その不満が幕府に集中する結果を生み出した。

## 二 海賊禁庄と北条氏の西国支配政策

前章でみたように、幕府による海賊禁庄は、次第に強硬かつ専制的な体制へと変化している。この背景には、海賊の活発化に応じた態勢の変化、禁庄側である守護・地頭が禁庄すべき海賊と結び付くという新たな状況の発生という状況があるが、同時に幕府権力自体が北条氏を中心とした執権政治体制から、次第に「得宗専制政治」という専制体制へ移行する点も重要である。そこで海賊禁庄を進める幕府、特に幕府権力の中心であった北条氏の西国支配政策から、幕府による海賊禁庄政策の背後にみえる政治的背景・意図を考察したい。

### (1) 北条氏と西国支配政策

西国は古くから朝廷⇨天皇の支配権の強い地域であり、鎌倉幕府の成立段階においても朝廷権は根強く、鎌倉初期においては幕府⇨將軍の東国支配と朝廷⇨天皇の西国支配の並立という支配管轄の分担関係が存在していた。また、中央の貴族・社寺は内海地域に多数の荘園を有していたが、平氏滅亡後、平氏とつながりのあった荘園は没官領とされ幕府支配に任された。そのため、これらの土地に東国武士が急激に進出したのが、西国の荘園領主にとってこの動きは脅威であり、西国には東国政権への反抗の態度が満ちていた。承久元（一一二二）年、このような勢力関係を背景に院勢力と鎌倉方との激突、すなわち承久の乱が起こるが、これによりそれまでの支配構造が崩壊してくる。承久の乱では鎌倉方が勝利するが、没取所領は新たに勲功のあった御家人への恩賞として地頭補任という形で与えられた。これを契機に幕府の支配権が、それまで朝廷支配の強かった西国へも本格的に及ぶようになってくる。また同時に、北条氏の西国地域に対する関心も次第に高まってきた。これは延応二（一一三九）年以後、北条氏が敵島神社に鎌倉將軍家の名目で毎年のように神剣を献じて祈禱を命じていることや、建長五（一一五三）年に北条時

頼や重時が敵島神社から御祈禱の巻数を受けていることなどから、その関心の高さが想像される<sup>(46)</sup>。

しかしながら、北条氏が政治的に本腰を入れて西国地域に進出するのは、蒙古襲来という対外的危機に直面してからのことである。この時異国防衛・国土防衛の目的でさまざまな政策が進められるが、その一環として、鎮西探題の設置と北条氏一門による守護職への大量進出が行われている。以下、この二点について詳しく見ていきたい。

まず鎮西探題の設置であるが、鎮西探題は蒙古襲来後の永仁元(一二九三)年に九州の武士を異国防衛に専心させるべく、幕府が博多に北条兼時・時家を派遣したのが始まりであり、鎮西探題は異国防衛を軸とする九州地方の行政・軍事・裁判の統括機関であった。ここで注目したいのは、鎮西探題には対外交渉の権限が与えられている点、そしてこの要職に北条氏一門が相次いで着任している点である。正安二(一一三〇)年幕府は鎮西の検断について特別措置をとり、鎮西探題が適任者を選出し国々の守護に配させ、厳密な沙汰を行うよう命じるが、これに応じて翌年には鎮西諸国の船・水手・梶取の全面的な検注が行われており<sup>47</sup>、海賊禁圧の主旨を基軸にしながら、異国征伐を契機とする水軍の掌握を一段と強化・徹底させている。このように、異国との緊張状態を背景に、北条氏は鎮西支配の一環として、海賊禁圧にも着手したのである。また、鎮西探題に北条氏一門が相次いで着任することは、鎮西探題のもつ対外交渉の権限を北条氏一門が握ることを意味すると同時に、対外交渉の処理が博多から鎌倉へと直結されたことを意味する。このように北条氏にとって異国征伐を背景とした海賊禁圧は、次第に関心の高まる西国への支配を進める一つの手段であった。

次に、北条氏一門による守護職への進出についてみてみたい。この動きは早い時期からみられ、和田・三浦・安達などの有力御家人を倒した後、その守護職は多く北条氏の手に戻したのであるが<sup>(48)</sup>、蒙古襲来

を機として行われた北条氏一門による守護職への大量進出は注目すべき動きであった。これは、蒙古襲来時に臨戦措置を理由として北陸から鎮西にわたる諸国の守護を更迭、これに北条氏一門が着任した動きであるが、さらには瀬戸内海諸国や鎮西六カ国の守護職も北条氏一門が占め、肥前は先述した鎮西探題がその守護職を兼任するようになる。このように北条氏一門を守護職に大量につけることで瀬戸内海の海上支配を敢行したのであり、これによって西国一帯はほとんど北条氏の分国と化したのである。また、海賊禁圧の指揮をする守護に北条氏一門が多く着任していることから、海賊禁圧は北条氏を中心となって推進されたと言える。ここにも異国の脅威を前提とした北条氏の守護職進出による西国支配拡大の意図が見え、海賊禁圧は西国支配拡大を進める上で利用されていたのではという推測が生じる。

ところで、鎌倉時代を通じてあらゆる機会を通じて没収された所領の多くが北条氏の所領として集積されていたが、この北条氏一門の所領の分布について見てみると、その占有率が高かったのは奥羽と並んで九州であり、なかでも日向・大隅地方、肥後地方、北九州東部地方に集中していることが知られている。さらに注目すべきことは、北条氏所領が例えば豊前国門司関や豊後国佐賀関などの軍事上・交通上・経済上の要衝や沿岸の港湾地を押さえていることであり<sup>(49)</sup>、これらを網羅する海上交通網の存在を想定することが可能になる。瀬戸内海沿岸諸国においても同様であり、西は長門国の赤間関や周防国の竈門関、東は播磨国の福泊や和泉国の堺津など多くの主要な港湾がその所在国の守護である北条氏一門の支配下にあったことが知られている<sup>(50)</sup>。このように北条氏所領の分布は、先述した北条氏一門による守護職の大量占有と関連づけられるべきものである。

以上のような守護占有・所領拡大という動きを通じて、北条氏は博多―瀬戸内海を通じて鎌倉へ直結する海上ルート<sup>(51)</sup>の掌握・支配を進めた。

このルート支配は、異国征伐を背景に守護職による国衙支配の強化が行われ、それまで国衙が掌握していたさまざまな権限—西国の関渡津泊の支配権や「船所」の行っていた船舶管理、船舶徴免権など交通路に対して行使し得る権限など—の守護への吸収・集積によって支えられていたと思われる。

では、北条氏はなぜ西国の交通路支配に関心を寄せたのだろうか。それは異国からの防御という軍事的な要素はもちろんのこと、所領内に経済上の要衝である主要港湾を押さえていることから、やはり経済的利益への指向があるだろう。とすれば、異国警固を背景にした北条氏の交通路支配は軍事的意味をもつ一方、経済的利益のためでもあったと考えられ、北条氏が海賊禁圧を推進した一要因としても考えられる。そこで次に、北条氏の対外貿易に対する政策を見ていくことで、北条氏が海賊禁圧を進めた意図について考察したい。

## (2) 北条氏の貿易政策

鎌倉幕府は東国政権として出発しながらも、鎮西への進出は早く、天野遠景を派遣して鎮西の内治・外交を統括する大宰府を掌握しようとしていた。しかし、初期においてはまだ積極的な貿易政策をもっていないかっただようである。西国では、平安末期ごろから平氏による日宋貿易に刺激を受けて、権門所領においても私的貿易が盛んに行われていたが、遠景着任直後に起きた、近衛家領島津庄に着岸した唐船積載品の差し押さえ事件<sup>(51)</sup>に見られるように、鎮西における大宰府の独占貿易を廃し、荘園内の私的貿易を認めている<sup>(52)</sup>。このような事態が見られたのは、鎌倉政権の基盤がまだ未熟で、かつ外交権・貿易権を京都政権から公的に接受していないために、荘園における自由貿易を抑えるだけの力を幕府が持ち得なかったからであった。

承久の乱の勝利を経て、幕府の権力機構が整い、北条氏主導の政治体

制が確立してくると、西国の支配体制が強化されてくる。嘉禄六（一二二六）年に武藤資頼が大宰少式になると、幕府は鎮西の内政・外交を掌する大宰府を実質的に支配し、外交権・貿易権にも本格的に関与できるようになる。と同時に、博多—瀬戸内海を通じて京都へという交易ルートがさらに鎌倉に伸び、対外貿易でもたらされた奢侈品や書籍・書画など数々の珍しい「唐物」が鎌倉に多く入ること、鎌倉に貿易による多大な富がもたらされるようになる。『海道記』によると、貞応二（一二二二）—三年の鎌倉は、「数百艘の舟どもつなをくさりて大津浦に似たり、千万字の宅軒をならべて大淀のわたりにことならず」という繁栄ぶりであった<sup>(53)</sup>。

また、交易ルートとなる瀬戸内海は古くから大陸・半島と日本をつなぐ交通路であると同時に、古くから貢納物の運搬ルートであったことから、瀬戸内海沿岸は商業活動が活発であった。例えば、備後国尾道浦は民家が一千余宇もあったといわれるほどの港であり、そこで行われる活発な商業活動によって繁栄していたことが知られている。また備後には芦田川河口に草戸千軒町遺跡があり、発掘の結果七〇以上の家並・道路跡などから、繁栄した港町であったことが知られている。ここからは大量の宋銭や唐・宋・元代の青磁などが出土していることから、宋・元との貿易船が瀬戸内海を往来し、活発に交易が行われていたことがわかっていいる。

先述したように、北条氏は蒙古襲来に対する防衛を機に守護として西国諸国に大量進出しているが、交易ルート上の瀬戸内海沿岸諸国も例外ではなく、北条氏一門によって守護職が占有され、その守護領が経済上の要衝を押さえ主要港湾を支配していた。北条氏は、その莫大な利益を生む活発な商業活動の場を支配下においていたのである。また河台正治氏や網野善彦氏は、瀬戸内海の水運航路の整備に西大寺系律僧の貢献度が高かったことを指摘している<sup>(54)</sup>。例えば、播磨国の守護は得宗で



あったが、加古川河口の福泊の築造の際勧進上人であった行円上人は西大寺系律僧であったし、北条氏一門が守護であった摂津国で、魚住島舟泊として修築するための津料徴収を認められた忍性もまた西大寺系律僧であった。このように西大寺系律僧は、鎌倉後期の海上交通の航路整備に寄与しており、彼らの動きを背後で支えたのはほかならぬ北条氏一門、特に御内人安東運聖であった。このように北条氏は、西国の交通路を掌握することで、内海の活発な商業活動とそこから生まれる利益をその支配下におこうとしたのである。

さらに北条氏は、貿易を統制するだけでなく、自らも貿易に携わっていた。建長六(一二五四)年幕府は唐船を五艘以上置くことを禁じ、それ以外の船の破却を命じたが、この唐船制限令は幕府自らの貿易船の制限ではなく、幕府による民間貿易船の統制であったと考えられる<sup>5)</sup>。

これは一般の渡宋船に制限を加え、「御分唐船」つまり幕府北条氏自身が対外貿易の主導権を強化しようとする動きであったと考えられる。このように、北条氏は交易ルートの掌握・内海の商業の支配を指向するのみならず、自ら対外貿易を行うことで莫大な利益を上げようとしたのである。

さて、ここで以上のような北条氏の政策と海賊禁圧政策との関連を考えてみたい。前章で海賊禁圧が内海を主とする西国に多く出されていること、また鎌倉後期になると北条氏による海賊禁圧が強圧的になること、それにもかかわらず海賊の横行が激化するという状況などを考慮すると、一連の海賊禁圧は海賊頻発地である西国で行われているが、一貫してその対象としたのは単発的な海賊行為であり、海賊の実態に沿って出されたというより、むしろ北条氏一門の内海支配を実現・維持させる意図を含んで出されたとは言えないだろうか。

これに関連して、前章で取り扱った「元応の海上警固」の評価について考えてみたい。網野善彦氏は「この海上警固が現実にとどの程度の効果

をあげたかどうか、まことに疑問」とし、この警固が得宗・北条氏一門に巨利をもたらす「唐船」の航路である内海のみを対象としている事実を指摘された上で、「全く北条氏一門の利害を貫くために行われた警固だったのではないか」と評価されている<sup>56)</sup>。一方錦織勳は、

(一)安芸国に置かれた警固役所を例に、このときの警固役所設置は正安三(一一三〇)年に豊後国中に命ぜられた船への在所・交名の彫り付け命令を前提としたものであったこと、(二)北条氏は守護として船を多数吸収していたと思われ、船の警固にはより直接的な同乗・同行方式をとりえたことから、北条氏は元応の海上警固に頼る必要はさほどなかったこと、(三)最も海賊に狙われやすいのは遠距離輸送船である津泊往来船であったこと、の三点を指摘され、「元応の海上警固」は「輸送業者の要請に応じた警固であった」と評価されている<sup>57)</sup>。

しかし錦織氏の見解には疑問を感じる。まず(三)であるが、対外貿易で使用した船について、韓国・多島海の底から発見された一般に「新安沈船」と呼ばれる沈没船から当時の貿易船を想定してみると<sup>58)</sup>、遠距離航海用である「津泊往来船」と同じ規模の船と考えられる。とすると、幕府の派遣した「御分唐船」も海賊のターゲットとなる可能性が出てくる。また、北条氏による守護職占有はこれ以前から見られ、以前から恒常的に(二)の措置が行われていた可能性が考えられる。さらに、前章で見たように「元応の海上警固」は大規模かつ嚴重な海上警固であったことから、(二)の措置に加え(一)の措置をとったと考えることもできるのではないだろうか。といっても、網野氏のように「全く北条氏一門の利害を貫くため」と評価するのもどうだろうか。確かに北条氏による海賊禁圧政策は北条氏一門の利益をねらった西国支配の一環として行われているが、むしろ氏もこの海上警固を評価する際根拠として挙げた備後国守護代円清の尾道浦への強硬入部の実例から地頭御家人の内にも海賊の要素を認めているように<sup>59)</sup>、海賊化する危険性をばら

みつ幕府支配からの離脱を指向するようになった御家人を、結番という方法で再度得宗の下に統制し直そうとする意図があったのではないだろうか。

しかしながら、すでに地頭・御家人自身が幕府からの離脱を目指すようになった状況下、「このような『警固』が長続きすることは、それを負担する人も、『警固』される人も、迷惑以外のなにもでもなかったであろう」し、厳重な警固のわりには、現実にとの程度の効果をあげたかどうか疑問の残るものであったのではないか<sup>(60)</sup>。

### 三 鎌倉期の海賊

鎌倉幕府は海賊を禁圧対象と捉え、多くの海賊禁圧令を発布した。この背景には北条氏の西国支配政策、特に北条氏一門の貿易による利益追求の動きがみえ、海賊禁圧政策は西国支配政策の一環であった。と同時に、厳しい禁圧を必要とするような海賊の横行が存在した事実も示し、さらには禁圧対象である海賊と結託する守護・地頭の発生さえ生じてくる。このように、幕府は北条氏が鎌倉期を通じて海賊禁圧に力を注いだにもかかわらず、さらに勢いを増していった「海賊」とはいったいどのような存在であったのだろうか。近年の海賊研究では、鎌倉期の海賊の主体は院政期から続く神人集団であり、神人による暴力的出挙（高利貸）活動が海賊行為であると捉えられている。しかし、守護・地頭と結託するような海賊が出現することから、「海賊」とされる人々自体も鎌倉時代を通じて少しずつ変化していると思われる。そこで、鎌倉期に「海賊」と見なされたのはどのような人々の、どのような行為であったのか、追捕というリスクを払って海賊とみなされる行為を行うのはなぜか、そして鎌倉時代を通じてどのように変化していったのか、という疑問について考えてみたい。

神人とは、平安時代末期から室町時代末期にかけての荘園制社会において、盛んに活動した神社の下級神職者・寄人のことを指す。彼らは所属する神社に対し、神事祭礼時の雑役、神物の貢納、荘園・荘民の監察、非常事態における軍事警察行動などさまざまな奉仕活動を任務としていた。彼らはこのような所属神社に対する種々の奉仕活動と引き換えに保証されたさまざまな特権を利用して二次的的活動を行っていた。なかでも年貢物の納入に際し、神物である米・種子を貸し付け、その利子をとる出挙・借上などの金融活動や、自由に諸国往反できる権利を活かした商業活動が主たる活動であった。また神人の商業・金融活動は、海上交通等を基盤に広い地域にわたって組織された神人のネットワークによって保証されていた<sup>(61)</sup>。大山喬平氏は、このような神人の商業活動から、神人を「中世の商人」であったと位置付けている<sup>(62)</sup>。神仏の権威を背景に、荘園・在家・行路の別なく暴力的債権回収を行い、運上物を点定する行為は、神人にとっては当然の金融・交易活動の実現・執行であったが、公権力から見れば海賊行為にほかならず、院政期においては海賊行為を行う主体者とされたのである<sup>(63)</sup>。

鎌倉期においても神人についての記事が数多く見られる<sup>(64)</sup>。荘園制の流通経済が発展する中<sup>(65)</sup>、神人はその特権的身分を利用して広範なネットワークを組織し、商業・金融活動を行っていた。しかし、彼らの暴力的な出挙活動は、公権力にとって海賊行為そのものであり、その活動を禁圧する一方「神人・供御人制」により神人などを自己の統制下に置こうと努めた。この制度は、十三世紀前半までに確立する<sup>(66)</sup>。

この時期、年貢輸送の増加に伴い商品輸送も増加し、運送を請け負う廻船人や商品を取り扱う商人、倉庫業務を行う問丸などが活躍するが、彼らこそ特権を利用し独自のネットワークを形成していた神人・供御人の身分をもつ者であった。また商業発展の中、神人の内容も多様化した

ようで、手工業・商業活動・諸芸能活動を通じて神人の身分を得、神威を背景に、社会的・経済的実力を伸ばす者も続出した。

十三世紀後半になり貨幣経済の波が本格的に荘園制社会に押し寄せてくると、その影響を最も受けたのは、都市に居住し、貨幣経済に最も接触する機会の多い荘園領主層であり、また地方では地頭・御家人、荘官、在庁官人などの在地領主層であつて、それまで自給自足の経済を保つていた荘園制社会もその経済構造の変化を余儀なくさせる。まず荘園領主層についてみると、貨幣経済がめざましい発展を遂げると、交換への依存・流通過程へのかかわりは次第に深まり、中央の荘園領主においても日常消費生活や高級奢侈品のためにも貨幣獲得の必要性が高まってくる。荘園領主の錢貨獲得方法としては、支配荘園内の商人への営業課税や荘内定期市での市場錢・市津料、関を設けて関錢（通行税）を徴収するなどの方法があつたが、多額の錢貨獲得にはやはり支配荘園から貢納される年貢・万事公事雑役を市で放出し換貨が有力であつた。この指向は次第に年貢米を地方市場で換貨し、その代錢を貢納する、すなわち年貢代錢納を生じさせる<sup>(67)</sup>。代錢納は荘園領主の商品貨幣経済への対応の一形態であつた。代錢納の広がりによって、年貢物放出の代価を地頭・荘官など在地領主が受け取り、それを中央へ送るといふ構造ができる。また地方では、代錢納普及と同時に、在地領主自身が商品貨幣経済に巻き込まれ、錢貨の必要性が高まってくる。そのため多くの在地領主層も流通過程への積極的な依存・関与が要求されるようになる。彼らの流通過程への対応形態を見てみると、(一) 出挙活動を自ら行うことで錢貨蓄財をする、(二) 幕府によって再三禁止されていたような山僧・借上・商人を代官として登用することで、各種の利潤を追求する、(三) 荘園内の定期市を支配し、市場錢を徴収する、(四) 荘園年貢の代錢納に際し、和市（時価）の変動や不正などを通じて中間利潤を搾取する、(五) 自ら商業・貿易活動に参加する、というようなケースが見られる

<sup>(68)</sup>。例えば(一)のケースとしては備後国大田荘の預所職であつた和泉法眼淵信を挙げることができる。彼は大田荘桑原方の預所として在地勢力を組織化、武力集団として編成し、これを背景に莊務を強行していたが、その行為は「年貢を四百余石も犯用し、自国他国の莊園に借上げる」ものであり、出挙活動で集めた錢貨によって「淵信の榮耀は身に余り、過差は比べるものがない」ほどの繁榮振りであつた<sup>(69)</sup>。また(二)のケースは延応元（一二三九）年に山僧・借上・商人を代官に任用することを禁止している<sup>(70)</sup>ことから、このような在地領主層が存在していたことがわかる。このような在地領主の動きは一定の流通機構を掌握することで、商品貨幣経済に対応しようとしたものであつた。と同時に自ら流通機構に関与することで、商人や借上―その多くは神人などの特権を持つ―などと深く結び付くような状況を生じるようになる。仁治・寛元頃からみられる御家人と海賊が結び付く状況の背景には、このような在地領主層の商業活動への積極的な接触があつたのではないか。また、荘園領主と地頭・御家人、名主の間で荘園所務をめぐる相論が頻発するが、この場面に海賊禁令が巧みに利用され、互いに海賊だと訴えあう状況があつたことが知られる。『今昔物語集』には、播磨国矢野荘で起こつた名主職相論の際相手を誹謗する際に、那波浦で海賊を行ったといつている。また備後国大田荘尾道浦に守護代円清が入部した理由は海賊追捕であつたが、彼の所業は海賊行為にほかならず、さらに彼は「西国名誉海賊」といわれた医師兵衛入道心覚・高王大夫・吉村孫次郎助行を扶持していたことがわかる。

以上、急激に浸透した商品貨幣経済に対する荘園領主層・在地領主層の対応の様子を見てきたが、このような経済状況の中で、神人の商業・金融活動もさらに一段と発展し、その独自のネットワークもより緊密かつ広域的になるとともに、海・山の「領主」とも言うべき武装勢力や「遊手浮食の輩」といわれた博奕をことする集団とも結び付き、鎌倉

幕府の統制を大きく越えて活動するようになる。これが鎌倉期の海賊行為の実態であり、彼らは海賊行為を主として活動している訳ではなく、幕府によって海賊行為と見なされている行為は、あくまで彼らの商業活動の一環であった。幕府は、海民・山民を従えた海・山の領主やそれらと重なる廻船人・商人・借上・問丸などの独自のネットワークによって流通・交通が支配されていることに対して、その主導権を自らの手に掌握しようとする力を挙げる。当初はこれらを押さえ込む方針であったが、むしろこれらのネットワークを取り込み、その中に自らの力を扶持するために悪党・海賊の禁圧を強行する得宗Ⅱ北条氏の専制的な路線が主になる。このような専制的な強圧は、悪党・海賊Ⅱ商人・廻船人などを含む海上の勢力と全面的に衝突することとなる。北条氏は、結局、これらを取り込むことができぬまま、幕府崩壊への道を歩むこととなる。反対に後醍醐天皇は北条氏の専制的強圧に反発する商人・廻船人・借上などのネットワーク、悪党・海賊を力を統制することで鎌倉幕府を崩壊させたのであった。実際、悪党・海賊の中に供御人・神人がいたことは間違いない、後醍醐政権が崩壊したのも南朝が存続したのは、このような海賊Ⅱ海の勢力の支持があったからであろう<sup>71)</sup>。

### おわりに

本論文では鎌倉期の海賊について、(一)鎌倉幕府による海賊禁圧政策の動向、(二)海賊禁圧政策の政治的背景、(三)海賊行為の社会的背景に目を向けることで、鎌倉期の海賊がいかなる存在として捉えられるかを考察してきた。最後にいま一度、整理してみよう。まず鎌倉幕府の海賊禁圧を考察したが、その禁圧政策の動向で注目すべき点は禁圧方法である。初期には平安期の方法を継承して、守護の催促の下に「兵士」と「船」を動員する方法がとられていたが、次第に「元寇の海上警固」

に見られるような「海の関所」として好適な場所に設置された警固役所に結番させて海上を警固する方法へと変化しており、禁圧の体系化・恒常化がすすんでいる。また動員や追捕の範囲は、はじめは御家人に対して行われたが、元寇後の異国征伐準備の際、水軍の掌握を目的とした船・水手・梟取の交名注進が、海辺知行の地頭御家人のみならず、本所一円地の住人に対しても行われている。さらには「元亨の悪党禁圧」の際には、海上警固を本所一円地や寺社領の預所に対しても命じている。幕府による海賊禁圧体制は次第に嚴重かつ専制的な方向へ進んでいるが、この要因として、(一)海賊禁圧を進めるうえで禁圧側の守護地頭と禁圧対象である海賊とが結託するという事態の発生、(二)海賊の活動が活発かつ広範になったという状況、(三)幕府自体が強硬かつ専制的な体制へと変容した、ということが挙げられる。

次に、海賊頻発地である西国の支配政策を見ることから考察した。北条氏を中心とする幕府の西国支配は承久の乱、蒙古襲来という二つの画期によって拡大していくが、特に蒙古襲来後の鎮西探題の設置と北条氏一門による守護職占有が注目される。鎮西探題の設置と北条氏一門による就任は、対外交渉の権限を北条氏が握り、その処理が鎌倉へと直結されたことを意味している。また、北条氏一門の守護職占有により西国一帯が北条氏の分国と化し、その所領が交通・軍事・経済の要衝を占めていることから、北条氏が交通路掌握をしていることがわかった。これらの背景には、北条氏の唐船貿易による莫大な利益への指向が見えてくる。海賊禁圧はこの指向を実現・維持するために行われていたと考えられる。最後に鎌倉期の海賊の主体を神人と想定し、その活動の基盤となる荘園制下の経済状況を見ていくことで、海賊行為の発生する社会的要因を考察した。十三世紀後半にいたって商品貨幣経済が浸透してくると、荘園制下の荘園領主や在地領主もさまざまな対応をとるが、特に代銭納の浸透、それに伴う在地領主の流通機構の掌握が注目される。このような

経済状況の中、神人の商業・金融活動もさらに一段と発展し、その独自のネットワークもより緊密かつ広域的になり、鎌倉幕府の統制を大きく越えて活動するようになる。これが鎌倉期の海賊行為の実態であり、彼らは海賊行為を主として活動している訳ではなく、幕府によって海賊行為と見なされている行為はあくまで彼らの商業活動の一環であった。

このような海上勢力の活発な活動に対する北条氏の専制的な海賊禁圧は、かえって海賊とされた勢力のみならず、本所や寺社などの諸勢力の反発を招いてしまい、これら反勢力は後醍醐による倒幕運動へと組み込まれていき、倒幕運動を支えたのであった。

註

- (1) 河合正治『日本歴史新書 瀬戸内海の歴史』第七章「鎌倉時代に  
おける社会経済の進展」至文堂 一九六七年
- (2) 網野善彦「海民の諸身分とその様相」(『日本中世の非農業民と  
天皇』岩波書店 一九八四年)。同「悪党と海賊」(『悪党と海  
賊』法政大学出版局 一九九五年)
- (3) 網野善彦「鎌倉幕府の海賊禁圧について―鎌倉末期の海上警固を  
中心に―」(『悪党と海賊』法政大学出版局 一九九五年)
- (4) 錦織勤「鎌倉期の海賊禁圧令をめぐる若干の問題」(『内海地域  
社会の史的研究』マツノ書店 一九七八年)
- (5) 網野善彦「悪の諸相」(『海と列島の中世』日本エディタースク  
ール出版部 一九九二年)。桜井英治「山賊・海賊の起源と関の起  
源」(網野善彦編『中世を考える 職人と芸能』吉川弘文館 一九  
九四年)
- (6) 竹内理三編『鎌倉遺文』五二三号「後鳥羽天皇宣旨」
- (7) 順に『吾妻鏡』安貞元年二月廿九日条、同年四月廿三日条、同年

七月十二日条、『同』寛喜二年十一月六日条

- (8) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一卷(岩波書店 一  
九五五年 以下『中世法制史料集』と省略) 鎌倉幕府法追加法三十  
二条

(9) 『鎌倉遺文』四二四〇号「後堀河天皇宣旨」

- (10) 『中世法制史料集』追加法七二一条。この法令は佐藤進一氏が寛  
喜三(一一三三)年のものと推定しており、さらに網野善彦氏が前  
掲註(3)のなかでこのように類推している。

(11) 網野善彦前掲註(3) 論文

(12) 順に『吾妻鏡』仁治二年十一月三日条、『同』寛元元年十一月廿

六日条、『同』寛元二年八月廿四日条

(13) 『鎌倉遺文』六三八三号「関東評定事書」

(14) 『中世法制史料集』追加法二五二条

- (15) 順に『吾妻鏡』寛元四年三月八日条、同年三月十八日条、同年三  
月廿日条

(16) 『鎌倉遺文』八二八一号「関東御教書」、同八六二八号「関東新  
制事書」、同八六三八号「関東御教書案」、同八六五五号「少貳資  
能請文案」

(17) 『鎌倉遺文』一〇八七四号「関東御教書」

(18) 『中世法制史料集』追加法四六〇条

(19) 『鎌倉遺文』一一七四一号「関東御教書案」、同一一七四二号

「関東御教書案」

(20) 『鎌倉遺文』一二二七〇号「関東御教書案」

(21) 『鎌倉遺文』一二二五二号「大友頼泰書下」

(22) 網野善彦前掲註(3) 論文

(23) 『鎌倉遺文』一四三六七号「持範注進状写」

(24) 『鎌倉遺文』一四七三五号「関東御教書案」

- (25) 『鎌倉遺文』一五二〇二号「関東評定事書」
- (26) 『鎌倉遺文』一五八〇九号「関東評定事書」
- (27) 『鎌倉遺文』二〇七四四号「鎮西御教書」
- (28) 『峯相記』(『統群書類従』第二十八輯上 釈家部)
- (29) 『鎌倉遺文』二二二一〇号「関東御教書」、同二三七一九号「関東御教書」
- (30) 網野善彦前掲註(3) 論文
- (31) 『鎌倉遺文』二五一六四号「六波羅御教書案」、同二六一八一号「六波羅御教書写」
- (32) 『鎌倉遺文』二七五五八号「金剛峯寺衆徒等解状」
- (33) 網野善彦氏前掲註(3) 論文
- (34) 順に『鎌倉遺文』二七五四九号「六波羅御教書」、同二七五四七号「六波羅御教書案」、同二七五四八号「六波羅御教書」
- (35) 『鎌倉遺文』二七七一三号「六波羅御教書」
- (36) 『鎌倉遺文』二七〇八〇号「平子重嗣書状・藤原経通請文」
- (37) 網野善彦前掲註(3) 論文
- (38) 網野善彦前掲註(3) 論文
- (39) 錦織勤前掲註(4) 論文
- (40) 『中世法制史料集』第一卷 参考資料補二一・二二二号
- (41) 『鎌倉遺文』二八七三〇号「実心書状」、同二八七三四「新田経家請文」
- (42) 網野善彦前掲註(3) 論文
- (43) 御成敗式目第十一条(『中世法制史料集』)、『鎌倉遺文』五九七九号「新成敗式目」第四項、同二五二〇二号
- (44) 『吾妻鏡』建長三年九月廿日条、『中世法制史料集』追加法七〇五条
- (45) 『吾妻鏡』寛元三年十二月十七日条など。
- (46) 河合正治前註(1) 掲書、第七章「鎌倉時代における社会経済の進展」
- (47) 『鎌倉遺文』二〇四六九号「関東御教書案」、同二〇七四四号「鎮西御教書」
- (48) 新田英治「蒙古襲来と鎌倉政権の動揺」(井上光貞他編『日本歴史体系 2 中世』第一編第五章 山川出版社 一九八五年)
- (49) 石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(『荘園制と武家社会』吉川弘文館 一九六九年)
- (50) 網野善彦『日本の歴史 第十卷 蒙古襲来』(小学館 一九七四年)
- (51) 『鎌倉遺文』五六六号「源頼朝御教書案」
- (52) 大山喬平『日本の歴史 第九卷 鎌倉幕府』(小学館 一九七四年)
- (53) 川添昭二「鎌倉時代の対外関係と文物の移入」
- (54) 河合正治前掲註(1) 書 第七章「鎌倉時代における社会経済の進展」、網野善彦前掲註(50) 書
- (55) 『鎌倉遺文』七七三九号「関東奉行人連署奉書」、川添昭二前掲註(52) 論文
- (56) 網野善彦前掲註(3) 書
- (57) 錦織勤前掲註(4) 論文
- (58) 村井章介「一三一—四世紀の日本—京都・鎌倉」(『岩波講座日本通史 第二卷 中世2』岩波書店 一九九四年)
- (59) 村井章介前掲註(58) 論文
- (60) 網野善彦前掲註(3) 論文
- (61) 網野善彦前掲註(3) 論文
- (62) 大山喬平「供御人・神人・寄人」(『日本の社会史6 社会的諸集団』岩波書店 一九八八年)

(63) 網野善彦前掲註(3)書

(64) 『鎌倉遺文』二四二号など

(65) 荘園制の経済構造については、佐々木銀弥「荘園領主経済と商業」(『日本歴史体系 2 中世』第一編第三章第二節参照)

(66) 網野善彦前掲註(3)論文「悪党と海賊」、同「中世初期における職能民の存在形態」(永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会 一九八八年)

(67) 佐々木銀弥前掲註(62)論文

(68) 佐々木銀弥「在地領主制の進展」(『日本歴史体系 2 中世』第一編第三章第三節)

(69) 瀬野精一郎「鎌倉期商業資本家的代官―備後国大田荘と和泉法眼淵信―」(阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる 日本荘園史』東京堂出版 一九九〇年)、松山宏前掲註(2)論文「鎌倉中末期の尾道の領主・海賊」

(70) 『中世法制史料集』第一巻 追加法一二〇条

(71) 網野善彦前掲註(3)論文「悪党と海賊」

(付記) 本稿は一九九七年一月に提出した卒業論文の一部を補訂したものである。

### 『一九九八年一月提出修論・卒論題目』

#### 修士論文

大迫宣之 『棄却』規定からみた鎌倉幕府訴訟裁決の志向性について』

吉村晃一 『平安後期郡司の研究』

#### 卒業論文

篠木香代子 『平安朝政治史における国母の役割』

杉田知穂 『聖武天皇と大仏造営事業』

田中基羊 『称徳・道鏡政権の研究』

古久保隆也 『院政期熊野詣の研究』

吉原直美 『得宗専制政治と評議制』